

# 富田林市立幼稚園・保育所のあり方について

## 提 言 書

平成29（2017）年2月

富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会

## 1. 現状と課題

### (1) 就学前児童数の推移

今後も、人口が減少するという予測の中では、就学前児童数の推移も同様の傾向が続くものと考えられます。富田林市においては、子育てを支援するための各種事業を充実しつつ、シティセールスに取り組んでいますが、少子化に歯止めをかける状況には至っていません。

### (2) 幼稚園と保育所の現状と課題

#### ① 幼稚園

市立幼稚園の総定員は2,100人で、園児数は平成28年5月で350人となっており、平成21年から28年の間に43.6%減少し、定員に対する充足率は、16.7%にまで低下しています。また、就学前児童数に対する就園率も平成28年度では4歳児で17.5%、5歳児で22.7%となっています。

これは、就学前児童数減少の他、各市立幼稚園で園児募集の周知はなされているものの、園では3歳児保育が実施されていないことや、就労する保護者が増えたことから保育所のニーズが増加したことなどが原因と考えられます。

園児数の減少は、学級数の減少や園の小規模化につながります。一人ひとりの子どもに教諭の目が行き届いたきめ細かな指導ができる反面、集団保育に適した規模が確保しにくく、同年齢の子どもの集団での遊びが難しくなったり、人間関係が固定化されたりする可能性があります。また、将来の社会性や協調性の醸成に影響を及ぼすことが懸念されます。

#### ② 保育所

保育所の入所希望者は、就労する保護者の増加や、ライフスタイル、働き方の変化などの要因により年々増加しています。

新たな保育所の誘致や定数の見直し、弾力的な児童の受け入れなどを進めた結果、平成27年までの10年間、年度当初の待機児童は解消されていましたが、平成28年度は再び発生しました。そのため、年度途中の待機児童は、依然として残っています。

市立保育所の定員は、平成28年度は670人で、5月時点の充足率は<sup>(※1)</sup>103.4%となっています。

(※1) 定員を超えた弾力的受け入れにより、100%を上回っています。

### (3) 教育と保育を担う職員の現状と課題

市立幼稚園の基本的な職員配置は、園長・園長代理のほか、クラス担任 1 人と担任外 1 人の配置となっており、管理職を含め 37 人です。その他、子育て支援、障がい児対応の職員は講師で、園務員や肢体不自由児の介助職員はアルバイトで配置されています。

市立保育所の職員配置は、園長・園長代理のほか、国基準に準拠した配置基準で運営され、管理職を含め 94 人です。配置基準に満たない人数等は嘱託職員で、育児休業等の代替はアルバイトで配置されています。その他、保健師、園務員、給食調理員は正規職員、嘱託職員またはアルバイトで配置されています。

いずれも、職員の年齢構成には大きな偏りが見られ、40 歳代の職員が多く、次世代の施設長候補となる 50 歳前後や、これからの事業の中心を担っていく若年層の職員数が極端に少なくなっており、将来のサービスの確保の点で課題が残ります。

### (4) ブロック別に見た現状と課題

ここでは、富田林市立保育所民営化基本方針（平成 22 年 9 月策定）における地域分け（ブロック）に沿って現状と課題を示します。



#### ① 北部ブロック

[喜志、喜志西、新堂、富田林小学校区]

- ・市立幼稚園 4 園、市立保育所 2 園のほか、私立幼稚園 1 園、私立保育所 4 園が立地しています。
- ・すべての市立幼稚園に、保育室から子育て支援などの用途に転用した部屋が複数あります。また、富田林幼稚園の 1 室は第 1<sup>(※2)</sup>幼児教育センターとして利用されています。市立保育所については、保育室を転用した部屋はありません。
- ・市立幼稚園の利用は減少傾向にあり、喜志西幼稚園は平成 28 年度末をもって休園予定です。
- ・富田林幼稚園の用地は借地で、年約 670 万円の使用料が支払われています。
- ・富田林保育園には駐車場がなく、近隣の市営駐車場を利用する必要がありますが、雨天時などは満車状態となることから改善が望まれます。

(※2) 幼児教育センター・・・幼児をもつ保護者の子育て支援を目的とする施設

## ② 南東部ブロック [川西、錦郡、大伴、彼方、東条小学校区]

- ・市立幼稚園 6 園、市立保育所 2 園のほか、私立幼稚園 1 園が立地しています。その内、市立幼稚園 2 園は児童数減少に伴い休園中です。
- ・すべての市立幼稚園に、保育室から子育て支援などの用途に転用した部屋が複数あり、休園中の市立幼稚園 2 園は倉庫として利用されています。市立保育所については、保育室を転用した部屋はありません。
- ・市立幼稚園の利用人数は少ないながら安定していますが、新たな住宅開発などは予定されておらず、この地域の人口減少が改善する可能性は低いと考えられます。ただし、府営富田林楠住宅跡地の建て替え後の活用方針に注目しておく必要があります。
- ・彼方幼稚園は、その立地が土砂災害警戒区域に含まれています。
- ・大谷幼稚園が、平成 31 年度から錦郡幼稚園近くの大阪大谷大学敷地内に移転し、幼保連携型認定こども園に移行する予定です。

## ③ 金剛ブロック [高辺台、久野喜台、寺池台、伏山台小学校区]

- ・市立幼稚園 2 園、市立保育所 1 園のほか、私立幼稚園 2 園、私立保育所 4 園が立地しています。
- ・市立幼稚園 2 園は、保育室から子育て支援などの用途に転用した部屋が複数あり、青葉丘幼稚園の 1 室は第 2 幼児教育センターとして利用され、一部は老人憩いの家に転用されています。市立保育所については、保育室を転用した部屋はありません。
- ・市立幼稚園の利用は減少傾向が見られます。
- ・ブロック内には UR 賃貸住宅があり、交通利便性も高いことから、住民の転入が比較的活発で、保育ニーズが高い地区と言えます。

## ④ 金剛東ブロック [藤沢台、向陽台、小金台小学校区]

- ・市立幼稚園 1 園、市立保育所 1 園のほか、私立幼稚園 2 園、私立保育所 1 園が立地しています。
- ・市立幼稚園には保育室から子育て支援などの用途に転用した部屋が複数ありますが、市立保育所については、保育室を転用した部屋はありません。
- ・津々山台幼稚園は、市立で唯一、各年齢 2 クラス編成となっています。
- ・私立幼稚園 2 園は市内外からの登園により定員に近い入園者がいます。
- ・地域内で戸建て中心の住宅開発が進められており、一定期間は人口が維持されると考えられます。

# 富田林市内 幼稚園・保育所 位置図



- ★ 市立幼稚園
- ★ 市立保育園
- 私立幼稚園
- 私立保育園

ブロック		幼稚園	保育所
北部	市立	富田林・新堂・喜志・喜志西	富田林・若葉
	私立	PL	常德・ふれんど・梅の里・みどり
南東部	市立	大伴・彼方・錦郡・川西	彼方・大伴
	私立	しろがね	
金剛	市立	伏山台・青葉丘	金剛
	私立	金剛・大谷	菊水・葛城・ともっち・寺池台
金剛東	市立	津々山台	金剛東
	私立	東金剛・平成	富貴の里

## 2. 市立幼稚園・保育所の今後のあり方について

### (1) 市立幼稚園・保育所のあり方

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに対する質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、市立の幼稚園・保育所のあり方を根本から見直し、事業の効果的な整備と充実を戦略的に進める必要があります。

また、幼稚園と保育所がこれまで培ってきた教育・保育に関する知識と技能の集積や、双方の良さを活かしながら、子ども一人ひとりの育ちと発達過程区分に応じた質の高い教育・保育を提供し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことが必要です。

さらに、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育て支援のネットワークを構成してきた関係機関と連携しながら引き続き家庭訪問事業を継続し、子育て家庭に対する支援を充実することが求められます。

以上から、平成 22 年に策定された「富田林市立保育所民営化基本方針」や、その後に行われた「子ども・子育て支援新制度」の主旨を踏まえ、一部保育所の民営化による事業効果だけでなく、以下の各項目について検討し、よりよい幼児教育と保育の実践に取り組まれることを望みます。

#### ① 一部市立幼稚園の統合

- ・市立幼稚園の一部を適切な時期を判断しながら計画的に園を選択して統合し、個々の幼稚園において現在では過大となっている認可定数を、集団保育に適した実員規模の認可定数に整理  
統合にあたっては、市民への周知を十分に行った上での実施
- ・駐車場の確保など、保護者の幼稚園への送迎の利便性向上に向けた環境整備の検討

#### ② 市立幼稚園における 3 年保育及び、預かり時間延長の段階的实施

- ・市立幼稚園において 3 年保育の機会を提供するため、できるだけ早期に 3 歳児保育を実施しニーズを見極めながら預かり時間の延長を実施 これには、幼稚園の統合により生まれる人材を活用
- ・幼児教育における早期の段階から、障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を通常のクラスにおいて行う「<sup>(※3)</sup>インクルーシブ教育」の視点に立った幼児教育の実現

#### ③ 市立幼保連携型認定こども園の設置

- ・幼児教育の先駆的な取り組みを目指す<sup>(※4)</sup>リーディング施設（後述）として、幼稚園と保育所の機能を併せ持った適正規模の市立幼保連携型認定こども園の設置を検討

(※3) インクルーシブ教育・・・障がいのある者とない者がともに学ぶ教育

(※4) リーディング施設・・・市立施設として先駆的な役割をもつ施設

#### ④ 保育機能施設等の誘致

- ・統合によって空いた幼稚園施設を活用し、待機児童を解消するための保育機能施設や在宅での育児を支援するための地域子育て支援施設等を整備

#### ⑤ 効果的、効率的な事業の推進

- ・限られた財源の下で、将来も効果的、効率的に事業を推進していくため、借地による施設運営の早期解消
- ・職員採用や登用、異動において、職員の年齢構成の偏りを是正していくためのしくみづくり

### (2) リーディング施設の位置付け

#### ① 認定こども園としてのリーディング機能

私立幼稚園から認定こども園への移行が進むと予想されるなか、市としても先駆的に取り組み、教育・保育の一体的な提供のノウハウを蓄積しておく必要があります。

そのリーディング施設としての機能を持つ「幼保連携型認定こども園」は、幼稚園利用（3～5歳児）と保育所利用（0～5歳児）の機能を併せ持つ施設として運営し、幼稚園と保育所が連携しながら教育・保育を一体的に行う機能を整えるとともに、各年齢に応じた教育・保育を実践するものを想定しています。

基本的には認定区分に応じた保育時間を適用し、3歳児以上の幼児については、幼稚園利用と保育所利用のいずれの児童にも、共通した教育・保育を実践する時間帯を設け、共通カリキュラムや接続カリキュラムを実践することで、より質の高い教育・保育を提供します。

ただし、市立幼稚園・保育所は、歴史的、制度的に異なる存在として運営されてきた経緯があることを踏まえ、施設の統合にあたっては、十分な準備期間を設け、関係者間で丁寧な検討と調整を行った上で移行する必要があります。

市立施設として認定こども園を設置することで、幼稚園、保育所と併せて選択肢が広がり、それが地域の子育て力を高めることに繋がります。

#### ② 発達障がいのある子どもの保育を実践する施設としてのリーディング機能

発達障がいのある子どもは、教育や療育的支援などの様々な関わりを通して社会への適応性が向上することが知られており、家庭以外で子どもが長時間過ごす幼稚園・保育所は早期支援の場所として重要です。また、幼児期から学齢期、成人期までの継続的な支援が必要で、幼児期はその起点となる大切な時期です。

幼児期の健康診断で配慮や見守りが必要と認められる児童は、年々増加しており、それに比例し<sup>(※5)</sup>チューリップ教室や療育施設の利用希望も増えています。

(※5) チューリップ教室・・・1歳7か月児健診、3歳6か月健診のフォロー教室として実施している親子教室

市立幼稚園・保育所は、入園後から就学までの継続した支援を実践する施設としてのノウハウが蓄積されていることから、インクルーシブ教育の視点を大切にしたいリーディング施設において、発達障がいのある子どもの保育を実践する上で主導的な役割を担っていかなければなりません。そのためには、幼児個々の特性に応じたきめ細かな指導、支援ができるよう、職員配置の充実やスキルアップを図り、実践の場である幼稚園、保育所を支援するしくみづくりが必要です。

### 3. 付帯意見

- ・富田林市には、市立と私立の幼稚園・保育所があり、これらが共存するなかで地域の幼児教育・保育を支えています。将来にわたり豊かな幼児教育・保育を提供していくためには、そこに働く職員の処遇の充実が必要です。



## おわりに

「富田林市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」は、2016年6月から2017年2月にかけて計6回にわたり審議を重ねて参りました。本委員会は、この提言書をもって審議を終了することになります。10名の委員は、幼稚園、保育所、保育者、保護者、地域住民、公立、私立というように、各々が、それぞれの異なる立場の代表として審議に参加しました。したがって、初めから誰もが同じ考えであったわけではないと思います。しかし、いつしか委員の思いが収斂されていったと感じるようになりました。その思いとは、富田林市で暮らす就学前の子どもが笑顔で過ごせるように、お互いの立場の違いを超えて、それぞれの良さを認め合い、力を合わせて富田林市を子育てしやすいまちにしていかなければならないという願いです。この思いは、毎回、お断りしなければならないほどの多くの傍聴者の方々からも感じとることができました。

委員会では、市立幼稚園の3年保育化をいかに実現するか、また、幼保一体化については、園の規模が大きくなりすぎないか、幼稚園児（1号認定子ども）と保育所児（2号認定子ども・3号認定子ども）の生活時間の違いが子どもに悪影響を及ぼさないか、保護者のライフスタイルの違いは保護者会等の活動に支障をきたさないか等々、様々な懸念事項が出し合われました。これらの意見はすべて、今後、市が幼保のあり方を再構築していく上で配慮しなければならない重要な点であると考えます。

新しいしくみをつくっていくには多くの不安が伴い、それを軽減するためには、十分な議論と準備が必要となります。未来を創造する子どもの最善の利益のために、関係者の方々のたゆまない努力に期待します。

末筆になりましたが、この提言が富田林市の一人ひとりの子どもの人権が大切にされる子ども施策に具体化されることを祈念いたします。